

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、稲葉議員は所用により欠席となりましたので、ご理解願います。

（午後 2時30分）

---

◇ 関 唯 彦 君

○議長（斉藤 重君） 一般質問を続けます。

通告順位5番、関唯彦君。

（7番 関 唯彦君 登壇）

○7番（関 唯彦君） それでは、壇上より一般質問をさせていただきます。

私は、大きな項目で2点ほど質問をいたします。

まず、1番目の質問ですけれども、防災、それから、災害時の対策はというところで、1つ目は避難タワーについてお伺いします。設置をどうしていくのかというところについて話を聞きたいと思っています。避難タワー、これから松崎町も高齢化率が上がってきて、津波の避難タワーに登れない方も出てくるかもしれません。ですけれども、あることによって、何人でも何十人でも助かれば、それにこしたことはないと思っています。そのために避難タワーも必要だと思っているので、その設置をどういうふうにしていくのかということについて質問します。

それから、2番目としまして、私が、今から約5年位前に一般質問をしました。それは、助かった方たち、住民が避難をした時、その避難をしている間に身体がおかしくなったり、いろいろ起きてくるんですね。その人たちの健康管理をどのようにしていくのかということを一一般質問させていただきましたけれども、それが今現在どのように改善されたのかを聞かせていただきたいと思います。

それから、大きな2問目としまして、松崎町の工事分担金条例、これは私からみると不備があると思います。行政側は不備があると思うのか、あると思えば、どのように改正していくのかお伺いいたします。

以上です。

○町長（齋藤文彦君） 関唯彦議員の一般質問にお答えします。

1. 防災・災害時の対策について。①「避難タワーの設置について」でございます。

避難タワーの建設につきましては、設置の方向で県へも要望している旨の回答をしたところでございます。場所については、津波到達時間から最寄りの避難施設までに避難が困難と思わ

れる西区・南区・宮内・道部区等が考えられます。この中で最も必要と思われるのが西区であると考えております。担当課へは来年度の予算において関係予算の要求を指示しているところですが、まだ具体的な話は決まっていないのが現状ですので、地質調査の結果次第で液状化対策、基礎等の工法も予算規模も変わってくるものと思われま

②「大地震発生後、避難した住民の健康をどのようにして保つのか」についてであります。

町民の健康増進や健康維持活動は平素から保健師が関わっていますので、災害が発生した場合も被災住民等の生命と安全の確保が最優先となるため、救護所での対応に追われると思えます。数日が経過して救護所が落ち着いてくれば避難所での対応に移ることになると思えます。

長期の避難生活では被災によるショックで不眠や血圧の上昇、限られたスペースでの生活のため運動不足によるエコノミークラス症候群や生活不活性病等さまざまな健康問題が過去の災害から指摘されていますので、保健師が各避難所を巡回訪問して健康相談や、健康教育等健康支援も行います。

また、避難場所が多数に及ぶなど、町の保健師では対応に限界がある場合は県を通じて保健師等の派遣要請をしていきます。

2.「工事分担金条例について。この条例に不備があると思うが、改正する気はあるか」についてであります。

工事分担金条例は昭和30年に制定されて以来、長い間改正されずにまいりましたが、本年9月議会において一部改正を行い文言や現状に沿わない内容の修正をいたしました。松崎町では以前財政がひっ迫して以降、地域要望に基づく公共事業を進めるにあたって、地域の熱意を示す意味から分担金という町側からの法に基づく行政処分ではなく、現行の予算にありますように、地元受益者からの寄附金という形態をとることが行政を運営する上で適切であるとの判断のもとに今日までの経過があると伺っています。

しかしながら、議員の指摘のとおり現行の条例も万全であるとは言えないことや、事例の適切な判断の対応も必要となることから、近隣市町や県内の状況等を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（関 唯彦君） 一問一答でお願いいたします。

○議長（斉藤 重君） 許可します。

○7番（関 唯彦君） では、まず、早く終わりそうな工事分担金条例から話を聞いていきたいと思えます。

この工事分担金・・・、改正ということもおっしゃっていますので、不備があると思っているのだと思いますけれども、まず、この工事分担金条例という、この条例の意義はどう考えているのでしょうか。何のためにこの条例が作られたのか、必要なのかというところからまず入っていかないと、どういうものを改正したらいいかということが出てこないと思いますので、そこから伺わせていただきます。

○産業建設課長（菊池三郎君） それでは、私から申し上げさせていただきたいと思います。この条例につきましては、議員がご存じのとおり、内容的には4条からなっているわけですが、第1条において、例えば、工事というのは道路、橋梁、農業施設、港湾施設、上下水道及び営造物の設置、維持及び管理のため松崎町が行う工事のことを言うと言っていると謳っておりますので、対象のものについては限定されていると考えております。

○7番（関 唯彦君） 私が聞いているのは、条例が何のために、どうして作らなければならない状態になっているのかというところなんです。要は、地方自治法の224条で規定されているんですよね。分担金というのは、

それで、地方自治法の228条、そこで分担金というのは条例で定めなければならないということが規定されているからこの条例を作っているんじゃないでしょうか。もう一度、どうでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 議員がおっしゃるように、確かに自治法の224条で条例を定めることになっておりますので、それに基づいて行っております。

○7番（関 唯彦君） それでは、この地方自治法の224条にある事件とはどういうものを指すのか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 町の方で行う行政処分に対して行うものだと思います。

○7番（関 唯彦君） この地方自治法の224条で事件という言葉が出てきます。これは松崎町が行う事業、国や県からの補助金も含めてですけれど、受益者がある場合はすべて対象になるのでしょうか。この地方自治法の224条ではどうでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 多くの方と言いましょか、受益が限定されたものに対してこれが適用されていると思います。

○7番（関 唯彦君） 受益者があれば町の事業はすべて入るのでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 例えば、道路なんかの場合に、多くの方が利用するというようなことに対しては、この224条は適用にならないと思いますけれども、受益が限定された、先ほどから申し上げていますが、数人というような場合には適用されると思います。

○7番（関 唯彦君） 今までは確認だったんですけども、要は、町が行うので受益者が限定してくる、数人から・・それから、普通地方公共団体の一部ですとか、そういうものが入ってくるんですけども、ある程度のこの工事分担金をもらうところというのは、かなり多くの部分が入ってきている、町の事業の中で入ってきていると思うんですけども、その中で1条で町が取れるところを規定しています。その中で、営造物というのはどういうものなのでしょうか。

公民館ですとか、急傾斜や地すべり対策とか、そういうものまで入っているのでしょうか、どうでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 営造物の設置、維持というようなことでございますけれども、そのような構造物が該当すると理解をしております。

○7番（関 唯彦君） ありがとうございます。そうすると、ほとんどすべてのものが入っているということですね。松崎町の条例では。

そこで、どこをどういうふうに改正するのか・・・。

もう一度聞きます。改正する意思があったんですか。そういう言葉があったんですけども、その辺をもう一度お願いします。

○町長（齋藤文彦君） いろいろなことが起こっているわけですから、条例の改正を検討してみたいと思います。

○7番（関 唯彦君） それでは、どこをどういうふうにこれから直していくんでしょうか。いまの話からみて、どうでしょうか。

○副町長（松本忠久君） 現時点の条例の形というのは、松崎町だけではなく、例えば隣の河津町とか、東伊豆町が同じスタイルをとってしまして、いずれも昭和34年頃できている形でございます。でありますので、これはこれで一つのスタイルとして当時は流行った形といたしますか、認められていた形ではないかと思えます。

それで、いろいろ突き詰めていきますと、どの事業が該当するのか、しないのか、いろいろ問題になるところでございますけれども、一応条例のなりとしては議会の議決をもってこれを定めるということになっておりますので、一応幅広い範囲で議会の認定がいただければ分担金をいただけるというような形になっているんだと思えます。

それで、関さんがいろいろ細かい内容についてご質問をなさっておりますけれども、いろいろ西伊豆町とか、近い所で南伊豆町なんかの例を見ましても、町道、準用河川、普通河川あるいは治山事業とか、急傾斜地事業、具体的な事業名を謳って別表を設けているものもあるわけです。そういったことを踏まえて、今後、当町の条例のスタイルとしてどういうのが適当かという

ことについては、検討して進めていかなければならないということで、いまそこまでは内部で意見の調整が出来ているというところでございます。

ただ、これは分担金ということになりますと、予算科目を多少いじらなければならないという部分もございまして、条例と予算をよーいドンでいくというわけにはなかなかいかないという部分がありまして、先に条例を作っておいて、将来に向けて改正をするよというような形でいくのかなというようなことで、いま頭でイメージをしているわけでございますので、今後そういういった、何を別表でもっていくのか、例外はどうするのかというようなことも含めて、内部でまた検討を進めていきたいというふうに考えております。

○7番（関 唯彦君） 大体わかりました。これから検討するという形なんですけれども、ただ、検討してもらうにはいろいろなものがありますよね。

いま分担金として扱えるものを寄附金として受け取っているものがあると思うんですけども、例えば、先ほど議員から消火栓のことが出ましたけれども、消火栓、これも一部地域の利益になるということで、これも分担金の中に入ってくるはずなんです。ほかの地区ではそれを分担金として表の中に入れていっているところがあります。そういう感じでいろんなもので寄附金でもらっているんですけども、松崎町の条例の第3条、これは分担金を徴収する分担金の額というのがあるんですけど、また、工事名とか・・・、これは議会の議決を経て定めると書いてありますけれども、今まで分担金で議会の議決を経て定めたものなんてあるんですか。定めなければならないみたいな文言があるんですけど、今まで寄附金として、本当は分担金で取らなければならないものがあるのではないのでしょうか。議会の議決を必要とするものがあるのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○副町長（松本忠久君） 分担金については、取らなければならないという規定ではなくて、取ることができるという規定だと思います。そういうところから、言ってみれば強制的な賦課という形、法律に基づく強制的な賦課ということではなくて、あくまでも負担をいただく方々の納得づくでという意味から寄附金ということで今まで処理してきたものだと思っております。

ですから、今度例えば条例を見直して分担金ということになると強制的な法的な強制力が働いてくるわけですので、これはこれで考え方もあるかもしれませんが、一応寄附金か分担金かということになると、分担金の方が拘束力が強いと、強制徴収ですか、そういうことまで考えておかなければならないということになると思います。

○7番（関 唯彦君） いま言っていることもわかるですよ。確かに。

それでしたらこの分担金条例なんていらんではないですか。寄附金で全部やるのであればいらんではないですか。何のために分担金条例が必要なんですか、そうでしょう。

地方自治法でやはり分担金というか、利益があるのであれば取ることもできる。また、それを条例で定めなければならない。取るには条例で定めなければならないというのがあって、それで作られているものだと思うんですよ。

ですから、やはりしっかりと「ここからここまでは分担金として扱いますよ」ということをしっかりと載せなければいけないんじゃないかということです。その中で、これから検討してもらった中で、やはり分担金についての徴収の方法の仕方、これも書かれておりませんよね。徴収の仕方、これはいろんな地区によって違うんですけども、前納で受け取る、先に受け取るという形もあります。工事の金額がおおよそ設計の段階で決まった、その設計に対して取るというところもあります。また、完全に完成してみないと金額がわからないので、完成後にもらうというところもありますし、いろいろなんですけれども、その辺の徴収の仕方やはりこの分担金条例を作るのであれば、その辺も・・・、徴収の仕方。

それから、完全にいま先ほど副町長が言いましたように、強制力がありますので、督促ですか、滞納に対する文言も入れる。

それから、もう一つ、減免ですか、分担金の減免もしっかり載せておくということも必要だと思いますよ。

今の松崎町の条例では、減免についても書かれておりませんよね。やはりこういうものに対しては減免ができるみたいな、減免ができることをやはり謳ってやる方が親切じゃないかと思うんです。その辺も本当に改正する時には、その辺もしっかりと入れていただきながら、表を作っていたきたいなと思います。

それから、松崎町の第3条、これですと・・・、第3条の文言ですと、これは議会の議決で金額から全部決めるということですから、これは、要は、議会をとれば地区によって、例えば、5パーセントある地区は取っていても、こっちの地区では2パーセントにしようという、毎回、毎回議会の議決によって変わってくるということになると、本当にこの3条の文言というのは非常におかしいと思うんですけど、この文言も変えるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副町長（松本忠久君） 見直しにつきまして、見直しをやるについては全条項について見直しをしないと、一カ所だけ直したのではちぐはぐな部分も出てこないとも限りませんので、そういったご指摘も踏まえて今後勉強させていただきたいと思います。

○7番（関 唯彦君） いろんなことを考えながらお願いします。

それと、何のためにこの分担金条例を作ったのか、よく考えていただいてやはりしっかりとしたものを作るなら作ってやっていただきたいと思います。

松崎町よりも西伊豆町の分担金条例の方が項目も長くて、ちゃんとある程度・・・、限定はされているにしても、いろんな督促から分担金の額や分担金の納入方法ですとか、結構決まっているんです。松崎町よりしっかりしているような感じは受けます。短いですがそれでもね。その辺を考慮して作っていただきたいと思います。

それでは、2番目に避難タワーについてうかがいたいと思います。先ほど言いましたように、やはりなかなか避難タワーを造ったとしても全員が助かるわけではありませんけれども、造ることによって助かる人もない時よりも助かる人が多くなるという形で賛成なんですけれども、25年度に何か盛り込むというような予算をしていましたけれど、1基あたり造るような予算を盛り込むんでしょうか。その辺をちょっと聞かせてください。

○総務課長（金刺英夫君） 現在まだ予算要求の段階でございますけれども、担当課としましては、1基分およその額でございます。概算要求でございますけれども、させていただいているところでございます。

○7番（関 唯彦君） 大体概算で造るにしても大体どのくらいの規模のものなのかというのがないと概算もいかないと思うんですけれども、どうでしょうかね。

避難出来る人数ですとか、高さとか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） 高さ的には、浸水深等々を考慮しまして、安全策をみますと現在考えられておりますのが15メートルクラスになるだろうというふうな形でございます。

西区近辺へ仮に建てるとしますと、150～200人住民の方がおりますので、そういった方プラス観光客的な、時期によっては加算させるかと思いますので300としますと、1人0.5㎡というふうな形でいきますと150㎡くらいのもというふうな感じにはなるんですけれども、それを一つの基準として現在考えているところでございます。

もう少しまだ第4次被害想定等々をみながら最終的には規模等は決定していく形になるかと思えます。

○7番（関 唯彦君） 大体わかりましたけれども、15メートルというとうどうなんでしょうか。いま想定されている津波の高さからどれくらいの高さになるんでしょうか。

場所が決まらね、高さが決まっこないのかもしれないですけど、町としては、例えば、弁天さんの方とそれからこっち的那賀川の河口側とではだいぶ津波の高さが違ってきます

よね。河口側が9.6メートルくらいで弁天さんの方が15メートルくらいではなかったでしょうか。だいぶこんなになっている感じなんですけれども、それによって高さが・・・、造る場所によって避難タワーの高さが違いますけれども、町として考えているのは、例えば、想定の高さから何メートルくらい余裕をもって造るのかということも必要だと思うんですけれども、静岡県ではそれが出ていると思うんですけれども、高知県ではもうそういういろんな定めが作られているんですよ。

町としては、その辺をどのように感じるのか、また、来年度1基あたりとなれば、そろそろ情報収集という、避難タワーに関するいろんな形ですとか、いろいろあるんですけれども、その辺をどのくらいやっているのか、その辺をお聞かせください。

○総務課長（金刺英夫君） 県の方にそういった要綱といたしまししょうか、基準的なものは現在のところ示されておりませんが、私どもとすると、浸水深の高さプラス倍という形で考えていくとかなり安全策は取れるだろうというふうな形で考えております。

そういった形でいきますと・・・、すみません。高さがちょっと・・・、確か浸水深が4メートルから5メートルくらいの形になりますので、本来でしたら10メートルでよろしいんでしょうけれども、建てる場所によって、住宅街あるいは付近に何も無い所とか、そういったものを考えていきますと、やはり物が流れてきた場合の何と言いまししょうか、障害によってタワー自体の性能を守るというふうな意味合いからすると、やはり10メートル前後というふうな形になってこようかと思えます。

避難タワーの形式とか、そういったものにつきましてもいろいろ・・・、正直なところ業者もかなり入れております。そういった中でいろんな提案がございまして、例えば、ラーメン構造式というんでしょうか、そういった基盤でやると倒れにくいとか、あるいは1本建て、あるいはまた、駐車場式のものの方が効率がいいとかというふうな形のいくつかの提案をいただいております。

そういった中からやはり一番無難なのはいま方々で造られているオーソドックスなものがやはり一番早く構築物というふうなだけの中での対応が可能と聞いておりますので、一番早く対応できるのは、現在各地で造られているタイプかなというふうな形で今のところは考えております。

○7番（関 唯彦君） 津波の高さの2倍くらいという想定ですので、かなり余裕をみているなと思います。高知県では大体津波の想定の高さから2～4メートル程度と考えているみたいですね。ですから、あまり想定より高くないという形なんですけれども・・・。

それから、もう一つ、例えば高知県で出しているものでは、夜間とか雨天の中で避難する時、

避難タワーが見えるのか、見えないのかというようなものもあるようなんですよ。場合によっては、避難タワーの所に灯りが自動的につく、電気がこなくても発電またはバッテリーみたいなものについて誘導するというのも必ず付けなさいよということになっています。

あと、高知県では1人あたりの避難スペース、この避難スペースというのは0.5、普通、津波が解除されるまでの時間が6時間以内であれば、高知県では0.5㎡、ただ、津波がもっと長くなる、12時間とかね。24時間・・・、解除になるまでね。そこから逃げて本当の避難所まで行けるという状況になるまでが長いと大体0.5じゃあ狭すぎるんじゃないか、もう体がまいってくるんじゃないかということで、大体1㎡以上はあけなさいというふうな感じをしているようなんですけれどもね。

そういういろんな情報があると思うんですけれど、その辺はどうなんでしょうか、町としてはつかんでいるんでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） 夜間時のことと言いましょうか、確かに津波の引く時間、終わるまでの時間というのはかなり長期にわたるというふうなことでございますので、当然夜間とかそういうものも入っている。あるいは避難時の夜間、そういったことを考えていきますと、ソーラーを使った誘導灯あるいはソーラーを使った誘導灯ではなくて、最上部での灯りがあることによる安心感、そういったものもやはり必要だというふうな形で伺っておりますので、やっぱりそういった対策というものは、造るからにはちゃんとした形でしていかなければいけないだろうと思っております。そういった情報もこれから・・・、これから言うては失礼なんですけれども、集めていく中でその時に一番いいものというものを、できれば松崎のものが見本になるくらいの形になればいいのかなというふうには考えておりますけれども、なにぶん限られた予算、それから補助制度の中でやりますので、その枠の中で目一杯いいものやっつけていきたいと思っております。

○7番（関 唯彦君） いま言ったのは高知なんですけれども、和歌山の方では、これも例なんですけれども、避難タワーに・・・、一番上の方をステージと言うんですね。そう言うらしいんですけれども、そのステージ上に備えるものを整備している所があるんです。それは和歌山の田辺市という所なんですけれども、やはり避難しているのが24時間ですとか、かなり長い間解除されない場合なんかに対応できるように、水に濡れない完全なものなんですけれども、中に入れるんですけれど、毛布ですとか、非常食、それから長いと簡易トイレ、それから雨が降った時にも大丈夫なように防水シートとか、そういうものを入れていて、上に逃げた時にいろんなものが・・・、救急箱なんかもそうなんですけれど、また、30ワットくらいの小型の投光器で8時

間なんですけれども、8時間もつようなものが入れてあるとか、その辺も充分・・・、どうなのかというの長い間そこに避難していて、雨が降っていて風邪をひくみたいなことがないように、いろんなことも、その辺も考慮していただきたいなと思います。そういう面でいろいろと避難タワーを造るにしても情報を集めていただきたいなと思います。

それから、あと、構造でいま総務課長が言われましたように、なんか丈夫だとか、いろいろなことがありましたけれども、その辺はどうなんだろうかね。いろんなメーカーがあって、いろんなあれがあるので、国では基準みたいなものが出ていないですね。その辺はどうなんだろうかね。町として情報はあるんでしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） すみません。先に1点修正させてください。先ほど15メートルと言いましたけれども、地元で説明したのは12メートル以上という形でございますので、ちょっと申し訳ございません。その高さの訂正をさせていただきます。

それから、構造上の関係でございますけれども、やはり県の大規模補助金等々をいただくようになりますと、県でそれなりの審査をしたものが対象になるというような形で前回ちょっと伺っておりますので、そういった構造等につきましては県とやはり相談をさせていただきます。補助対象の中で対応していきたいと思っております。

○7番（関 唯彦君） 今の問題なんですけれども、構造に関して・・・、中には避難タワーが丈夫ではないんじゃないかというところで、議会で否決したり、取りやめになった地区があるんですね。これはちょっとびっくりしたんですが、やっぱり和歌山なんですけれども、避難困難な地域というのがありまして、そこではやはり船ですとか、いろんなものが来た時に、家が流れて来た時にたぶんもたないんじゃないかということで、完全に避難するところがないにも関わらず中止されています。

それと、やはり同じ和歌山なんですけれども、南というところではやはりこれも町の担当者が津波でタワーが安全とは言えない判断をしたという形で、なんかタワー建設を中止しています。ですので、十分に県と安全面について打ち合わせを充分にさせていただきたいというふうに思っております。これは回答はいいです。

それと、タワーを造る時にやはり地域の特性というのも考えて欲しいなと・・・、これも情報として提供するんですけれども、やはり高齢者の方が多い地域ですとか、子どもですとか、いろんなその地域によって、造る上での地域のニーズというんでしょうかね、そういうのも考慮していただきたいということと、場合によっては、観光へのアピールができるということでアピールしている町もあります。

実際展望台として活用したり、「避難タワーがあるので安心してこちらにおいでください」とかいうPRをするところもありますし、場合によっては、土地の値下がりが出たという所もあるようです。今までは危ない地域だからそこに住みたくないというのがあったんですけども、避難タワーが出来たので住んでもいいかと思ったという形もあるみたいですから、いろんな対策が取れると思いますので、その辺も考慮して避難タワーを造っていただきたいと思います。

続きまして、2番目の・・・、約5年前ですけども、私が一般質問をさせていただきました。町長が言われましたように、本当に確かに完全に避難を終える、それまではいろんなことで大変ですけども、完全に津波が収まったりした後、やはりせっかく助かった命です。その人たちの命を守ることがやはり町の責務と私は考えています。

その中で、いまいろんなことを、エコノミー症候群とかというふうに言われましたけれど、いろいろ・・・、保健師さんですか、そういうものもあれするということでした。ですけど、保健師さんだけじゃ足りないような感じがするんですね。

避難をしているのは、避難所だけではなくて、車の中だったり、無事だったら公民館だったり、または空き地にみんなが集まったり、テントを張ったり、いろんな・・・、中越にしても大きな地震が来た時はいろんなところに避難しているんですね。

先ほど町長が各地を回って歩くと言っていましたけれども、ぜひお願いしたいのは、特にエコノミー症候群なんかはどうでしょうか、かなり多く発症しているということを聞いていますけれど、町長はどう考えていますか。何パーセントくらい・・・、日本の大震災の時に発症していると思っていますか。

○町長（齋藤文彦君） エコノミークラス症候群が何パーセント発症しているか、まだちょっと知りません。

○7番（関 唯彦君） 40パーセント、それから、地域によっては、避難場所によっては60パーセントくらい起きているんですね。2年経っても未だに症状が改善されないという人もいらっしゃるんですよ。

これは足に出来た血の塊が肺にあって呼吸困難を起こすというのがエコノミー症候群らしいんですけども、それが心臓にとんで心筋梗塞を起こしたり、脳にとんで脳梗塞を起こしたりというので、かなり大変な病気らしいんです。ですので、これがものすごく発症するということですから、健診して回るのも必要なんだろうけど、その避難・・・、先ほど同僚議員がいろんな避難先とか、そういう所について質問しましたけれども、そういうことも考慮してやはり避

難所とか、そういうところでどのようにやはりこのエコノミー症候群に罹らないようにするというのをマニュアル化するか、または防災委員とかなにかに、または保健委員とかいろんな、区にやっている方がいますよね。保健委員だけじゃなくて、そういう人たちに見分け方も難しいんじゃないですか、いろいろなことを教えていく必要があるんじゃないだろうか、そういうふうに思っていますけれども、いかがでしょうかね、その辺はどういうふうに考えているでしょうか。

○健康福祉課長（石田正志君）　いま言いましたエコノミー症候群は確かにだいぶ出ているという過去の事例からも出ております。

当然健康支援ということで、避難所における健康体操ですとか、そういったものをマニュアル等でやっているところもございますので、ただ、いま言いましたように、災害当初、大体避難所活動ができるのが2日か3日後じゃないかというようなのが出ておりますので、保健師等が避難所の支援ができるのが。それまでにつきましては・・・、それ以降もですが、運営所を運営していただく自主防の方々、当然そういった簡単なものを作って、各運営所ごとでやってもらうという、その運営所の組織づくりも当然その時は必要になってくると思いますので、そういったものを合せて、健康班とか、食事班とか、衛生班とか、グループが県の方でも参考に出ております。そういったものを当然参考にして保健師ではなくて一般の方が指導できるようにやはり今でいくと保健委員さん等がいますから、そういった方々に簡単な体操を覚えてもらうとか、平素そういった活動を保健委員会等で。あとは、老人会でそういった保健師が指導をするとか、機会をつかまえて多くの方に・・・、自分でできることだと思いますので、普及していければと思っています。

○7番（関 唯彦君）　そのようにお願いしたいと思います。

それと、あと、高齢者の方が避難している間に、避難がやはり津波が来たりなんかして家が流されたり、避難が長期にわたりますよね。3週間、1カ月という間に仮設住宅を造る間避難しているわけですが、その間高齢者というのはだんだん避難所で団体生活をして、下が硬かったり、寝るところがね。毛布が配られても硬かったりすることによって、だんだん気分が悪くなる。また、体がだるくなる。これは中越地震なんですけれども、それから、冬ですと風邪が目立つとか、そういうところを充分注意してやらないと、高齢者が多ければ多い避難所に関しては相当具合が悪くなる人たちが出て来る可能性があるんですね。

そして、高齢者になると、避難していないで家の中で生活をしていけば飲み込みも悪くならないんですけど、なんか知らないけれども避難所にいると飲み込む機能が衰えたり、食欲不

振になったりというのが非常に起きたそうです。

ですから、その辺も充分避難所の・・・これから学校ですとか、いろんな所にもそういうものが、避難する方が出て来ると思いますけれども、そういうところで、その辺を十分に注意して欲しいのと、医師会と相談して、そういう人たちにどういう対応したらいいのか、医師にしても人数が少ないですから、マニュアル化して、こういうところを気を付けなさい、こういうふうにすればいいですよということをやはり相談していく必要があるんじゃないでしょうか。

そして、その避難する所にはやはりそういうもの、マニュアルを整備しておいて、やはりそういう高齢者の方の健康管理というのにも充分注意する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 関さんが言われたことはそのとおりだと思います。

いろいろ津波等が起こって2～3日は自分のことでどうしようもないと思うわけですがけれども、やっぱり落ち着いてくると救護所といいますか、そこにはやっぱり・・・、松崎には3人しか先生はおりませんが、先生でいろいろやってもらうことになると思いますけれども、それが片付いてから保健師の皆さんに動いてもらうことになると思いますけれども、やっぱり長くなると関議員が言われたとおりいろんな問題を抱える人が多くなると思いますので、先生といろいろそういうことも相談しながら、うまくいくようなやり方をやっていきたいと思っています。

○7番（関 唯彦君） ありがとうございます。その辺もマニュアル化していただきたいのと、それから、冬と夏に地震が起きた場合の対応、これも5年前に話しているんですけども、対応が違うということ、夏は暑いですので、それから、冬は寒い、冬になると場合によっては、1人インフルエンザに罹るともう全員がインフルエンザに罹ってしまうような状態ですので、大変な事態が起きる。

中越の時にはインフルエンザを怖れて、避難してからすぐに予防接種をした。罹っていない人は全部予防接種をした、それで乗り越えたという実績もありますので、その辺も充分医師会と相談していただきたいなと思います。

それと、もう一つ医師会と相談していただきたいのは、避難者の中には人口透析をしている方、また妊婦さんもいると思います。また、乳幼児、それから、酸素療法、うちの江奈の近くにもいるんですけども、酸素を吸っていないと・・・、肺気腫の方ですよ。酸素を吸う方、それから、知的障害とか視覚障害、その人たちが助かった場合、そういう人たち、それから、日頃病院に通っていて持病を持っている方ですとか、いろいろ多くの方がいますので、そういう方た

ちの対応の仕方ですとか、避難をする上でもそういう人たちをどういう所で看病していくのかということもやはり医師会と充分協議していただきたい。また、その対策もしておいていただきたい。その場になってから対策をしたら対策しきれませんので、ぜひともその辺もお願いしたいと思います。

残り7分ですけれども、私の質問は大方終わったということで、これで終わりにさせていただきます。とにかく情報収集だけはいろんな面でお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（斉藤 重君） 以上で関唯彦君の一般質問を終わります。

---